主 文

本件異議申立を却下する。

異議申立費用は申立人の負担とする。

理 由

最高裁判所のなした異議申立の却下決定に対しては、さらに異議申立をすることは許されない。

よつて、申立費用は、申立人に負担させることとし、主文のとおり決定する。

## 昭和二九年一二月二〇日

## 最高裁判所大法廷

裁判長裁判官	田	中	耕	太	郎
裁判官	井	上			登
裁判官	栗	Щ			茂
裁判官	真	野			毅
裁判官	/]\	谷	勝		重
裁判官	島				保
裁判官	斎	藤	悠		輔
裁判官	藤	田	八		郎
裁判官	岩	松	Ξ		郎
裁判官	河	村	又		介
裁判官	谷	村	唯	_	郎
裁判官	\J\	林	俊		Ξ
裁判官	本	村	善	太	郎
裁判官	λ	江	俊		郎
裁判官	池	田			克